4　1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税及び関税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

5　3の規定は、一方の締約国が、第三国との間での相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税及び関税に関する協定により、当該第三国の投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第三条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第四条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五条

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii)　要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(i)　自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(j)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(k)　自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(l)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　日本国は、ウズベキスタン共和国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与のための条件として1(g)から(l)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3　ウズベキスタン共和国は、日本国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与のための条件として1に規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第六条

1　第二条1及び3並びに前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はウズベキスタン共和国の州

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条1及び3並びに前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条1及び3並びに前条の規定は、附属書Ⅱの表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書Ⅱの表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書Ⅰの表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第二条1及び3並びに前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条1及び3並びに前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第七条

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定、国際協定及び各締約国の法令に基づき一般に適用される司法上の決定であって、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。